
大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針（抜粋）

2 国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができない国庫補助金返還相当額について（約 1 億 26 百万円）

（略）

このうち大北森林組合に関しては、補助金等にかかる予算の適正化に関する法律違反、及び詐欺罪により実刑が確定した元専務理事の責任は極めて重大であることから、事案の主導的役割を果たし、利欲的な動機でその関与が明らかな森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係る国庫補助金返還相当額（約 46 百万円）については、元専務理事に請求します。

（略）

3 補助金適正化法第 19 条第 1 項に基づく国からの加算金相当額について（約 3 億 53 百万円）

（略）

(1) 事業主体等に対する請求について

ア 大北森林組合及び同組合元専務理事

（略）

このため、まず、元専務理事に関しては、2 に記載のとおり、今回の事案において主導的役割を果たしており、詐欺行為により私的な利益も得るなど利欲的な動機は強い非難に値すると指摘されているところであることから、その関与が明らかな森林作業道分（未施工、適用単価不適合）に係る加算金相当額については、元専務理事がその責を負うべきものであると考えられます。ただし、これらの中には、県職員に対して「損害賠償請求を検討すべきと考えられる損害額」であると法的課題検討委員会において整理されたものと重複する部分があることから、両者の求償関係をできる限り残さないようにするため、元専務理事に対して、県職員と重複する部分についてその 2 分の 1 とした金額（約 84 百万円）を請求します。

（略）